

ひよどり山農園設置要綱

平成20年	4月1日施行
平成23年	4月1日改正
平成25年	3月1日改正
平成26年	2月1日改正
平成27年	2月1日改正
平成28年	2月1日改正
平成29年	2月1日改正
平成31年	4月1日改正
令和3年	2月1日改正
令和4年	10月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、ひよどり山農園（以下「農園」という。）の設置及び運営について必要な事項を定め、もって、良好な緑地保全の推進及び農業への関心と理解を得ることを目的とする。

(設置基準)

第2条 農園は、八王子市大谷町976番地外の東京都有地に設置するものとし、東京都と次の基準に基づき、契約を締結するものとする。

- (1) 契約期間は、4月1日から3月31日までの1年間とし、毎年更新するものとする。
- (2) 農園の土地借上料は有料とする。

(農園の概要)

第3条 農園の概要は次のとおりとする。

- (1) 農園の1区画当たりの面積は、概ね10㎡、20㎡又は30㎡とする。
- (2) 農園内には、駐車場、トイレ、水道を設置する。

(利用対象者)

第4条 農園を利用することができる者は、都内に住所を有するものとする。

(利用基準)

第5条 農園の利用は、原則1世帯1区画とする。ただし、補欠者がなく、空き区画が生ずる場合はこの限りではない。

- 2 利用区画は、市長が利用区画を決定する。ただし、年間利用期間が6か月以内となった場合は、申込者が空き区画から選択することができる。
- 3 農園の利用期間は、市長が定める期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めるときは、その利用期間を短縮することができる。
- 5 期間途中からの利用については、残りの期間とする。

(利用者負担金)

第6条 農園を利用する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用者負担金を市長が指定する日までに納付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、その他の負担金額を設定することができる。

- (1) 1区画10㎡の区画 年額 9,750円 (市民以外は年額12,000円)
- (2) 1区画20㎡の区画 年額 19,500円 (市民以外は年額24,000円)
- (3) 1区画30㎡の区画 年額 29,250円 (市民以外は年額33,750円)

2 本利用者負担金に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(利用者負担金の返還)

第7条 既に納付した利用者負担金は返還しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その利用者負担金の全部又は一部を返還することができる。

(利用手続き等)

第8条 農園の利用申込みは、公募によるものとし、申込者が多数の場合は、利用者及び区画を抽選により決定し、同時に補欠者及び補欠順序を決定するものとする。

- 2 利用者は、市の指定した書類を提出しなければならない。
- 3 市長は、利用者を決定したときには、ひよどり山農園利用決定通知書により通知するものとする。
- 4 利用者は、市に提出した書類の内容に変更があった場合、直ちに市に届出なければならない。その際、市長は、改めてひよどり山農園利用決定通知書による通知はしない。
- 5 補欠者は、農園に新たに利用できる区画が生じた場合は、その順序に従い利用できるものとする。

(利用者の名義変更)

第9条 利用者が、死亡またはその他病気等のやむを得ない事情で利用ができなくなった場合に限り、名義変更ができるものとする。

- 2 名義変更ができるものは、原則同世帯かつ利用者本人の2親等内とする。
- 3 名義変更した新たな利用者は、速やかに市の指定した書類を提出しなければならない。その際、市長は、改めてひよどり山農園利用決定通知書による通知はしない。
- 4 会計年度の途中で名義変更を行った際、新たな利用者の住所が市内から市外、または市外から市内に変更し、差額分が発生した場合、差額分を請求及び還付せず、翌会計年度から区分に応じた利用者負担金を適用する。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、利用期間の満了、途中解除、その他その区画を利用しなくなる場合は、すみやかに農園を原状に復し、返還しなければならない。

(利用の取り下げ)

第12条 利用者は、転居その他の理由によりひよどり山農園の利用の取り下げをするときは、農園を原状に復し、農園の利用の取り下げるといふ旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、その利用に際し、農園に損害を与えたときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(管理等)

第14条 市は、農園の全般的な管理を行うため、農園の管理業務を毎年度予算の範囲内において、委託することができる。

- 1 市は、利用者に対し農園の利用方法等の指導を行うことができる。
- 2 市は、農園全体の適切な管理運営を行うため、管理人を配置することができる。

(利用の停止)

第15条 市長は、別に定める「ひよどり山農園利用のルール」に利用者が違反したとき、又は利用者として適当でない行為があるときは、利用者に対して利用の停止を求めることができる。

(栽培指導)

第16条 市は、農園利用者に対して栽培指導を行うことができる。

(損害等の補償)

第17条 市は、農園で発生した天災、病虫害その他の理由による利用者の耕作物等の損害及び事故に対し、一切の責任を負わない。

(借地法との関係)

第18条 農園に係る土地については、借地法等の適用を除外する。

(地上権との関係)

第19条 農園利用に伴う地上権等の適用を除外する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に利用決定を受けた者の利用者負担金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱第6条に規定する農園に係る第8条第1項及び第2項に基づく利用申し込みは、施行日前に行うことができる。

附 則

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。